平成25年度

包括外部監査結果報告書【概要版】

「外郭団体等の財務に関する事務について」

平成26年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 武田宗久



目次

第1	包括外部監査の概要	1
[1]	】外部監査の種類	1
[2]	】選定した特定の事件(テーマ)	1
[3]	】特定の事件(テーマ)を選定した理由	1
[4]	】監査対象団体等	2
[5]	】包括外部監査対象期間	2
[6]	】外部監査の方法	2
1.	監査の要点及び視点	2
2.	主な監査手続	3
[7]	】外部監査の実施時期	3
[8]	】外部監査人補助者の資格と名称	3
第2	監査の結果及び意見の総括	4
[1]	】県による外郭団体等に対するモニタリングについて(全般意見)	4
1.	. 外郭団体等に対する指導監督について	4
2.	. 外郭団体等に係る経営状況の議会報告について	6
[2]	】個別の外郭団体等・団体所管課に対する結果及び意見の総括	7
1.	. 団体の存在意義に関する意見	7
2.	経営計画、事業報告に関する結果及び意見	8
3.	. 団体のガバナンス体制に関する結果及び意見	11
4.	. 所管課による団体に対するモニタリングに関する結果及び意見	. 16
5.	. 人事に関する結果及び意見	. 18
6.	. 会計処理や財務事務における内部統制に関する結果及び意見	. 19
7.	情報開示に関する意見	. 36

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに「和歌山県外部監査契約に基づく監査に関する条例」第 2 条に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件(テーマ)

外郭団体等の財務に関する事務について

【3】特定の事件(テーマ)を選定した理由

外郭団体等(「新行財政改革推進プラン」で掲げられている外郭団体に加えて、県と 人的関係が強いと考えられる団体を指す。)は、行政目的を達成するために、公共的・ 公益的なサービスの提供を効果的・効率的に行うことを目的として設立された団体で あり、行政を補完、代替するという重要な機能を果たすことが求められている。

和歌山県には 24 の外郭団体 (「新行財政改革推進プラン」で掲げられている外郭団体。平成 24 年度末時点における県の総出資(出捐)額は 62,123 百万円。)の他に、県からの出資(出損)はないが、県職員や県 0B が役職員として就任・派遣されている団体がある。

外郭団体等には、出資以外にも、補助金、委託料等として県から多額の資金が支出されている。このように県と外郭団体等とは資金、人事、取引等において緊密な関係を有しており、県の行財政に与える影響は大きいことから、外郭団体等の財務に関する事務の状況を検討することは有意義であると考える。

また、県が平成20年3月に策定した「新行財政改革推進プラン」においても、県の一般会計の持続可能性を阻害することのないよう、外郭団体等のあり方について一定の方向性が示されており、その方向性は平成24年3月に策定された「新行財政改革推進プラン(改定版)」においても踏襲されている。このことを踏まえ、外郭団体等に対する県としてのモニタリング体制が整備され、有効に機能していることを確認することは重要であると考える。

以上より、外郭団体等の財務に関する事務の内容を把握し、その業務執行が、合規性および 3E (経済性・効率性・有効性)の観点から適切に行われているか、また県によるモニタリング機能が適切に果たされているか等について検討することは、県民にとって有益であると考え、特定の事件として選定した。

【4】監查対象団体等

- (1) 外郭団体等の財務に関する事務の状況の検討は、次の団体を対象とした。
 - 公益社団法人和歌山県観光連盟
 - ・公益財団法人和歌山県民総合健診センター
 - ·公益財団法人和歌山県農業公社
 - ・公益財団法人わかやま産業振興財団
 - ・公益社団法人畜産協会わかやま
 - ・公益財団法人和歌山県文化財センター
 - ・南紀白浜空港ビル株式会社

なお、監査対象団体の選定については、本編 第2【3】監査対象とした外郭団体等を参照されたい。

- (2) 外郭団体等に対する県としてのモニタリング体制の整備・運用状況の検討は、次の部署を対象とした。
 - 行政改革課
 - 対象外郭団体等の所管課

【5】包括外部監查対象期間

平成24年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) ただし、必要に応じて過年度及び平成25年度の一部についても監査対象とした。

【6】外部監査の方法

- 1. 監査の要点及び視点
 - 県による外郭団体等への関与の適切性
 - ▶外郭団体等に対する出資、財政的援助の必要性について十分な検討が行われているか。
 - ▶外郭団体等が設置目的を十分に果たしているかについて検証が行われているか。
 - ▶外郭団体等への職員派遣等の方針や人件費の負担関係は妥当であるか。
 - 外郭団体等の財務事務の合規性
 - ▶県からの財政的援助(補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給等) に関連する財務事務が法令、条例及び規則等に基づいて適切に行われているか。
 - ▶外郭団体等において、会計基準等に準拠した会計処理が行われ、財務書類は適切に作成されているか。
 - 外郭団体等の財務事務の経済性、効率性、有効性

- ▶県からの財政的援助(補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給等) に関連する財務事務が、経済的、効率的、効果的に実施されているか。
- ▶外郭団体等において、効果的なガバナンス体制は構築されているか。
- ▶外郭団体等において、各種業務遂行に関連する内部統制が適切に整備・運用されているか。
- ▶外郭団体等において、十分な情報公開が行われているか。

2. 主な監査手続

- 所管課による外郭団体等に対するモニタリング及び団体の存在意義に関する資料 閲覧、担当者への質問
- 事業計画の策定及び進捗状況に関する資料閲覧、担当者への質問
- 理事会等、主要な会議体の議事録の閲覧
- 決算書類の閲覧、担当者への質問
- 県からの補助事業、委託事業に係る関連書類の閲覧
- 現金等有価物の有高確認
- 物品の管理状況の確認
- その他、監査の実施過程で必要と認められた監査手続

【7】外部監査の実施時期

平成25年4月1日から平成26年3月14日まで

【8】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士大川幸一公認会計士酒井 清公認会計士辻井芳樹公認会計士福原顕憲公認会計士井谷裕介

会計士試験合格者 長谷川くにこ

会計士試験合格者 柳川英紀 弁護士 松本好史

第2 監査の結果及び意見の総括

- 【1】県による外郭団体等に対するモニタリングについて(全般意見)
 - 1. 外郭団体等に対する指導監督について
 - (1) 外郭団体等に対する指導監督の現状

県は、外郭団体等の設立の趣旨及び目的が十分に達成できるよう、その業務の適正 かつ効率的な運営を図ることを目的として、「出資等法人の設立及び運営の指導監督に 関する要綱(以下、「指導監督要綱」という。)」「出資等法人の設立及び運営の指導監 督に関する基準(以下、「指導監督基準」という。)」を定めており、「指導監督要綱」 第2条において、指導監督の対象とする「出資等法人」を次のとおり規定している。

この要綱において、「出資等法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずる ものの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人のうち、特に指導監督を行う必要があると知事が認める別表に掲げる法 人をいう。

【別表】※

和歌山県住宅公社	社団法人わかやま森林と緑の公社
社団法人和歌山県私学振興基金協会	和歌山県土地開発公社
財団法人和歌山県勤労福祉協会	財団法人和歌山県救急医療情報センター
財団法人和歌山地域地場産業振興センター	財団法人和歌山県栽培漁業協会
財団法人和歌山県民総合健診センター	財団法人和歌山県文化財センター
財団法人和歌山県角膜·腎臓移植推進協会	財団法人和歌山県農業公社
財団法人和歌山県国際交流協会	財団法人和歌山県暴力団追放県民センター
社団法人和歌山県青少年育成協会	南紀白浜空港ビル株式会社
ウインナック株式会社	財団法人和歌山県水上安全協会
財団法人和歌山県下水道公社	財団法人和歌山県人権啓発センター
財団法人わかやま産業振興財団	財団法人紀南環境整備公社
社団法人畜産協会わかやま	

※ 「指導監督要綱」に記載されている別表の名称をそのまま記載しているため、一 部、公益財団法人等への移行前の団体名称となっている。

団体所管課においては、「指導監督基準」に基づき、出資等法人の運営に関して、次のような観点でモニタリングを行うこととされている。

財政運営

- ・ 合理的かつ効率的な運営を確保すること
- ・ 可能な限り独立採算の確立に努めること
- ・ 財政基盤の安定化を図ること
- ・ 公益事業と収益事業とを明確に区分すること
- ・ 事業別の収支を明らかにすること

等

事業運営

- ・ 事業の基本的なあり方や重点的に取り組む事業等を 十分検討し、**運営に係る基本方針及びその具体的 な展開のための中・長期事業運営計画を策定**する こと
- 基本方針及び事業運営計画は、定期的に見直すこと毎年度の事業実績について、事業効果等を検証し、 事業運営計画に反映させること

築

団体

組織及び役職員数等

- 事業目的、事業内容等の変化に的確に対応した組織 となるよう努めること
- ・ 競争原理を導入し、組織効率の向上に努めること
- ・役員数は、当該団体の性格、事務の内容、組織規模 等を踏まえ、適正なものとすること

等

役職員の人事及び給与等

- 出資等法人の職員の採用方法は、県の例に準じて行 うものとする。
- 出資等法人の職員の給与については、法人の財政状況等に応じ、法人独自の給与規定等を県と協議の上、定めるものとする。

垒

(2) 意見

① 行政改革課による各団体所管課に対するモニタリングの実施について

団体所管課の個別団体に対するモニタリング状況については、報告書本編 第4「外郭団体等の財務事務に関する結果及び意見」に記載のとおりであるが、団体による所管課への実績報告や、実績報告に対する所管課による確認が不十分である点が見受けられる。また、モニタリングの基礎となる「団体の中期計画」が策定されていない出資等法人が大半である点も問題である。

県は、「新行財政改革推進プラン(改定版)」において、出資等法人及び公立大学法人和歌山県立医科大学に関して、「県の一般会計への影響が懸念される事態が見られる場合は、速やかに対策をとることとする。」と記載しており、モニタリングの必要性を十分に認識しているはずである。

「指導監督要綱」「指導監督基準」に基づき、出資等法人に対するモニタリングを行う役割・責任は、一義的には団体所管課が担うものではあるが、県としてその役割が適切に果たされているかについて確認を行う必要があり、その役割は、行財政改革の推進を所管する行政改革課が担うべきものと考える。

県は、団体所管課による出資等法人に対するモニタリングが適切に機能していることを確認するためのモニタリング方針(実施時期、実施事項等)を定めて運用するとともに、そのモニタリング内容に問題点があれば、随時是正を求めるような仕組みを構築する必要がある。

② 「指導監督要綱」の指導監督対象とする団体の選定について

「指導監督要綱」の指導監督対象となる「出資等法人」は、「県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人のうち、特に指導監督を行う必要があるもの」とされているが、「県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人」「特に指導監督を行う必要があるもの」に該当するかどうかの判断基準が明確化されておらず、県との関連性が高い法人であっても、「指導監督要綱」の指導監督対象とならないおそれがある。現状として、公益社団法人和歌山県観光連盟は県と人的側面、経済的側面ともに強い結びつきを有しており、「指導監督要綱」の指導監督対象とすべきと考えられるが、対象とはなっていない。

「指導監督要綱」で定める「出資等法人」と、本報告書で記載する「外郭団体等」(本編 第2【1】(1)①参照)は完全には一致しないが、「指導監督要綱」「指導監督基準」の制定目的を考慮すると、「指導監督基準」で定めるモニタリング方針は「外郭団体等」に適用されるものと考える。県は、「出資等法人」の明確な判断基準を定め、県の事業との関連性や人的側面についても重視したうえで、指導監督対象を適切に選定することが必要である。

2. 外郭団体等に係る経営状況の議会報告について

(1) 外郭団体等に係る経営状況の議会報告の現状

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項において、普通地方公共団体の長は、次に掲げる法人について、毎事業年度、当該法人の毎事業年度の「事業の計画及び決算に関する書類」を作成し、これを議会に提出しなければならない、とされている。

【経営状況の報告対象となる団体】

- ① 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発 公社及び地方独立行政法人
- ② 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- ③ 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

県は、地方自治法第 243 条の3第2項に基づき、上記①及び②に該当する団体については、議会で「事業の計画及び決算に関する書類」による経営状況の報告を実施しているものの、③(四分の一以上二分の一未満を出資している法人)については、条例を定めておらず、経営状況の報告対象とはしていない(※)。

※ 産業振興財団については、出捐割合が 27.8%であるが、例外的に経営状況の報告 を実施する対象としている。これは、前身の中小企業振興公社に対する出捐割合 が 100%であったことから、継続して、経営状況の報告を実施する対象としている ためである。

(2) 意見

① 経営状況の報告対象の見直しについて

外郭団体等に対しては、県から財産が拠出されているケースが大半であり、その経営状況についてはモニタリングを適切に実施するとともに、積極的に情報公開に努めるべきである。そのためには、出資割合が四分の一以上二分の一未満となっている法人についても、必要に応じて経営状況の報告対象とすることを検討すべきである。

県には、出資割合が四分の一以上二分の一未満となっている法人が 11 団体 (平成 24 年度末現在) あり、事業の重要性や県との関連の大きさを考慮したうえで、経営状況の報告対象とする団体を決定し、条例で規定することを検討されたい。

【2】個別の外郭団体等・団体所管課に対する結果及び意見の総括

- 1. 団体の存在意義に関する意見
- (1) 観光連盟における法人としての独立性について(意見)
- ① 観光連盟を独立した法人とする意義について(意見/団体・所管課) 観光連盟は、以下の状況が示すとおり、県と密接な関係を有しており、一体的と考えられる関係にある。
 - a) 県からプロパー職員の人件費について補助金を受け取っている。
 - b) 観光連盟から県への補助金の申請書類の作成承認者と、県での本申請に対する承認者が同一(観光連盟専務理事と兼務の県観光局長)の場合がある。
 - c) 県職員との兼職である専務理事及び常務理事が観光連盟の事業実施の中心となっている。
 - d) 収入の大部分が県からの補助及び受託事業で占められている。
 - e) 執務場所が団体所管課である観光振興課に隣接した同じフロア内にある。

県は、観光連盟を県から独立させている理由として、プロパー職員は県の人事ローテーションの対象外となり、長期の勤続で観光に精通した専門の職員育成が可能となることや、メディア・旅行エージェント関係者、県内外の観光事業者と継続的な人的関係が構築できること、また、和歌山県下の全市町村等が観光連盟の会員となっており、県下の関係者が一丸となって観光施策の実施が可能となることなどのメリットが

あるとしている。

これに対して、独立の法人としての維持コスト(給与計算等の間接事務に要するコスト)が必要となるが、この維持コストと人的関係の構築によるメリットとの比較考量がされていない。

県及び観光連盟は、観光連盟が独立した法人として存続することにより生じる、人 的関係の構築などによるメリットと維持コストの負担増によるデメリットについて、 比較・評価を行い、観光連盟を独立した法人としていることについての検討過程及び 結果を明確にしておく必要があると考える。

(本編 第4【1】3(1)参照)

② 独立した法人としての体制の検討について(意見/団体・所管課)

観光連盟が、法人としての自立化を図る体制を構築し、外観的な独立性を確保するうえで、検討すべき一つの事例として、観光連盟が県から受ける補助事業や受託事業について、観光連盟からの事業申請と県の補助事業の交付決定及び委託者決定に係る意思決定が、観光連盟の役員を兼務する県職員によって行われている、という点がある。このような状況は、県が観光連盟を補助金交付先及び委託事業者として選定することの判断が適切に行われたかについて、外観的に疑念を呈する状況となっているため、観光連盟及び県は、事業申請と補助・委託者決定に係る意思決定を異なる者が判断する体制に変更することについて検討されたい。

(本編 第4【1】3 (1)参照)

③ 県からの人件費補助に係る取り扱いついて(意見/団体・所管課)

観光連盟は在籍するプロパー職員の人件費について、県から補助金の交付を受けており、補助事業や受託事業の事業費を積算する際に、事業に必要な人件費を含めていない。このような状況では、あるべき事業費補助及び受託事業の金額が明確にならず、補助事業及び受託事業に要したフルコストと事業実績の比較検討を行えず、費用対効果の分析を行うことができない。

観光連盟は、補助事業や受託事業の事業費に必要な人件費を算入し、金額を明確にすることが必要である。

(本編 第4【1】3(1)参照)

2. 経営計画、事業報告に関する結果及び意見

(1) 中期計画の策定の必要性について(意見/団体・所管課)

将来のビジョンや中期的な目標を明らかにしたうえで業務を執行していくことは安 定的な事業運営につながる。また、社会経済情勢の変化に対応した効果的、効率的な 事業運営を図るためには、重点的に取り組む事業を検討し、事業運営を具体的に展開 することが必要である。中期計画の策定において、団体所管課が十分に関与、指導することにより県の意向を反映させることやモニタリング機能を発揮することも可能である。

監査の対象とした外郭団体等においては、中期計画が作成されていない(観光連盟、健診センター、農業公社、産業振興財団、畜産協会、文化財センター)、もしくは作成されていたとしても、状況の変化に応じて適時の変更が行われていない(白浜空港ビル㈱)状況となっている。

団体所管課の関与、指導のもと、各外郭団体等において、中期計画を策定する必要がある。

(本編 第4【1】3 (2)、【2】4 (1)、【3】3 (1)、【4】3 (1)、【5】3 (1)、【6】3 (1)、【7】3 (1)参照)

(2) 事業報告における計画・実績の比較、分析について(意見/団体)

外郭団体等の事業実施状況を適切にモニタリングするためには、事業報告において、 計画との定量的比較を行い、成果の測定を行うことが必要である。

監査の対象とした外郭団体等において、事業報告での計画と実績の比較が行われていないケースが見受けられた(観光連盟、健診センター、農業公社、畜産協会)。

団体自らが当年度の事業実施状況を適切に把握・分析し、また団体所管課が目標達成状況をモニタリングするという観点からは、事業報告において計画との比較・分析を行い、事業の成果を判断できるようにする必要がある。

(本編 第4【1】3 (3)、【2】4 (2)、【3】3 (2)、【5】3 (2)参照)

(3) 単年度計画の策定方法の見直しについて (意見)

① 当初計画の策定方法の見直しについて(意見/団体)

農業公社においては、単年度計画について、毎年3月に補正を実施している。これは、前年度実績を大幅に超える計画を策定していることから、当初計画と実績見込みとの間に乖離が生じているためである。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 24 年度	平成 24 年度
		実績	計画	補正計画	実績
農地等の買入	件数	5件	20 件	7件	7件
	面積	13, 026 m²	50,000 m ²	12, 000 m²	11, 950 m²
	価格	42, 167 千円	150,000 千円	27,050 千円	27,050 千円
農地等の売渡	件数	3件	13 件	9件	8件
	面積	9, 224 m²	31, 000 m²	17, 000 m²	16, 790 m²
	価格	32, 350 千円	96,817 千円	43,867千円	42, 267 千円

環境に大幅な変化がないにも関わらず、前年の実績を大幅に上回る計画というものは実行性に乏しく計画として機能していないものと考える。今後、計画を策定する際は前年実績を勘案しながら、経営環境に変化がないか、実現可能性があるか等も含めて検討し、計画数値の精度を高めていく必要がある。

(本編 第4【3】3 (3) 参照)

② 補正に関する計画の開示の必要性について (意見/団体)

上述の当初計画はホームページにて開示しているものの、当該補正に関する計画はホームページには掲載されていない。仮に補正を実施した場合であっても、情報公開という観点からは当該補正に関する計画をホームページに掲載し、補正した内容、理由を開示する必要がある。

(本編 第4【3】3(3)参照)

(4) がんセンター設立準備金に係る事業計画の策定について(意見/団体)

健診センターでは、がんセンター設立準備金特別会計を設けており、当会計区分には、過去に特定の個人から「がんセンター設立」を目的として寄附受けした資金と預金利息の計 9,477 千円が預金として計上されているが、健診センターでの「がんセンター設立」は困難な状況である。

健診センターは、寄附者に現在の状況について説明するとともに、改めて寄附者の 意向に沿った事業の実施について検討し、その事業計画の策定等、必要な対応を行う 必要がある。

(本編 第4【2】4(3)参照)

(5) その他の結果・意見

項目	内容
中期計画の策定方法について(意見	畜産協会の所管課である畜産課では、中期計画を
/所管課)	策定しており、策定にあたっては、まず 10 年後
	の見通しをたて、5年後に見直しを行うといった
	手法をとっているが、数値目標は 10 年後の見通
	し数値しか明示されておらず、5年後の数値目標
	は明示されていない。策定されている計画に5年
	後の数値目標を追加するとともに、5年経過時点
	で実績との対比を行ったうえで見直しを実施す
	る必要がある。
	(本編 第4【5】3 (1) 参照)
事業別会計決算報告書における会	産業振興財団の「事業報告(事業別会計決算報告

体)

計単位の整合について (意見/団 書)」において、「わかやま企業成長戦略事業会計」 は一つの会計単位として決算報告書が作成され ているが、正味財産増減計算書内訳書では本事業 会計が公益目的事業会計の公益事業1と公益事 業3に分けて記載されており、事業別会計決算報 告書と正味財産増減計算書内訳書が直接的には 関連付けられない状況である。

> 事業別会計決算報告書においても公益事業1と 公益事業3に区分して表示することを検討され たい。

(本編 第4【4】3(2)参照)

事業報告における県からの補助事 業の記載の必要性について(意見/ 団体)

畜産協会の事業報告では、各種事業について、受 託事業や補助事業である場合はその旨を記載し ているが、「肉用子牛生産者補給金制度」につい ては県からの補助事業であるにもかかわらず、そ の旨が記載されていない。補助事業である旨を明 確に記載しておくことが必要である。

(本編 第4【5】3(2)参照)

事業報告書における法人の概況等 の記載について (意見/団体)

畜産協会の事業報告書には、主に事業の内容が記 載されているのみとなっており、法人の概況等に 関する記載がない。

利用者に団体についての情報を提供し理解を深 めてもらうため、法人の概況等の情報も加えて記 載することを検討されたい。

(本編 第4【5】3(2)参照)

3. 団体のガバナンス体制に関する結果及び意見

(1) 取締役会の開催不足について(結果/団体)

白浜空港ビル㈱においては、年に一度しか取締役会が開催されていない。

会社法363条2項において、「取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状 況を取締役会に報告しなければならない。」と規定されており、3ヶ月に一度は取締 役会を開催し、取締役は職務執行の報告を行わなければならない。

取締役会を年の一度しか開催していない主たる要因としては、各取締役が他の職務 を兼務しており、繁忙であることから現実的に取締役会を開催することが困難な状況 にあるとのことである。繁忙であり取締役としての機能が発揮できない状況にあるの であれば組織体制の見直しを行う等により、法令に準拠した形で取締役会を開催して

いく必要がある。

(本編 第4【7】3(2)参照)

(2)業務執行理事の職務執行報告の実施不足について(結果/団体)

公益法人の業務執行理事は、三箇月に一回以上(定款で定める場合は、四箇月を超える間隔で二回以上)の頻度で、自らの職務執行の状況を理事会に報告することとなっている(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律91条2項)。

監査の対象とした外郭団体等において、上記法令及び定款に基づく職務執行報告が行われていない(観光連盟)、もしくは頻度が不足している(農業公社、文化財センター)ケースが見受けられた。また、観光連盟においては、会長が理事会に出席していない状況である。

法令及び定款に規定されているとおり、業務執行理事は職務執行の報告を実施する 必要がある。

(本編 第4【1】3(4)、【3】3(5)、【6】3(2)参照)

(3) 評議員会・理事会における決議の省略について (結果及び意見)

① 畜産協会における理事会における決議の省略の運用誤りについて(結果/団体) 畜産協会では、公益法人移行前の平成24年度における理事会において、すべての理 事に対して理事会議案を送付し、同意の旨の回答を入手する、いわゆる「決議の省略」 を実施している。

「決議の省略」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条によると、定款で定めた場合のみ実施することができる。しかし、畜産協会では、「決議の省略」について公益社団法人へ移行前の定款では定められていない。公益法人移行前の「決議の省略」によって行われた理事会決議は、定款に基づく方法により決議をすべきであった。

(本編 第4【5】3(3)参照)

② 決議の省略の実施の適否について (意見/団体)

「決議の省略」は、評議員(もしくは理事)が一堂に集まって評議員会(もしくは理事会)を開催しなくても決議を行うことができるという利点はあるが、議案が重要な内容である場合は、実際に評議員会(もしくは理事会)を開催し活発な議論を行うことが有用であり、「決議の省略」を多用することは望ましいものではない。

農業公社における評議員会、畜産協会における理事会において、決算承認や予算承認等の重要事項が議案となっているにもかかわらず、「決議の省略」がなされていた。 議案の内容に照らして「決議の省略」を採用するかどうかを判断し、議案の内容が

重要である場合は、実際に評議員会(もしくは理事会)を開催し活発な議論を経た上

で決議することが必要である。

(本編 第4【3】3(6)、【5】3(3)参照)

(4) 事業予算の承認の遅れについて (結果/団体)

観光連盟の定款第 34 条によれば、「事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。」となっている。平成 24 年度において、理事会は3月末に開催されていたが、会員の繁忙期と重なるため、年度中の総会は不可能だったとのことであり、5月末に開催された定時総会で上記書類の承認を受けている。

翌年度事業予算の承認は、観光連盟の業務の根幹をなす重要な意思決定の一つであるから、予算作成を早めることにより総会の開催時期を早期化する等の対応で、前事業年度内に理事会と総会の予算承認を得る必要がある。

ただし、定款の規定が現状から判断して適当でないと考えられる場合、理事会の承認を経て、直近の総会で報告するということに定款を改定することも考えられる。

(本編 第4【1】3(4)参照)

(5) 県への建物の寄附に関する承認について(結果/団体)

文化財センターが和歌山市岩橋に保有する建物(総額 49 百万円)は、平成 25 年 6 月に、県に寄附を申し出ており、同年 7 月に受入れの承認を県から得ている。

当該寄附に関して、建物を県へ寄附することについての県との協議状況については 文書では記録されていなかった。また、建物の寄附について、平成25年6月の理事会 では承認事項ではなく、報告事項とされており、重要な財産の寄附にあたって事前の 理事会承認が得られていなかった(その後、11月の理事会で事後承認されている。)。

寄附に関する県との協議状況については文書で記録として残しておくとともに、寄 附の実施については、事前に理事会の承認を得るべきであった。

(本編 第4【6】3(5)参照)

(6) 監事・監査役による監査の実施について (結果及び意見)

① 監査役による業務監査の未実施について (結果/団体)

会社法 381 条1項より「監査役は取締役の職務の執行を監査する」としている。したがって、監査役には業務監査と会計監査の実施が求められるものの、白浜空港ビル㈱における監査内容としては、決算書のチェックを行う会計監査が実施されているのみで、業務監査(重要な決裁のチェック等)は実施されていない。

監査役は会社法 381 条 1 項に求められるとおり、会計監査だけではなく、取締役会への出席や管理文書の確認等による業務監査についても行う必要がある。

(本編 第4【7】3(3)参照)

② 会計監査人から監事への職務の執行に関する通知の未実施について(結果/団体)

産業振興財団では、監事の他に会計監査人を設置している。監事は、会計監査人と 役割分担しながら監査を実施するにあたって、以下の事項の通知を受けなければなら ないとされている。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条

「会計監査人は特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての 1. 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、2. 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、3. 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項、を通知しなければならない。(ただし、すべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。)」

この点について、産業振興財団の監事は、会計監査人からの職務の執行が適正に行われることを確保するための体制に関する報告を受けていない。監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条に基づき、会計監査人の職務の遂行に関する通知を会計監査人に促すべきである。

(本編 第4【4】3(4)参照)

③ 監事監査の実施状況の明確化について(意見/団体)

文化財センターにおいては、監事は理事会に出席するとともに、事業年度終了後には重要な決裁書類等の閲覧及び会計帳簿又はこれらに関する資料の調査を行っているとのことである。しかしながら、監査を実施した記録については法定で求められている監査報告書のみであり、監査の時期、範囲、詳細な実施事項の記録は残されていなかった。監事としての責任を果たした事実をより明確にするためにも、監査の時期、範囲、実施事項等を文書化しておく必要があると考える。

(本編 第4【6】3(3)参照)

(7) その他の結果・意見

項目	内容	
預り出資金に係る定款の不備につ	畜産協会への県または市町村からの拠出金につ	
いて(結果/団体)	いて、畜産協会に返還義務があるとの認識から固	
	定負債の部で計上している。一方で畜産協会の定	

	_
	款には「この法人は、会員がその資格を喪失して
	も、既納の経費その他の拠出金品は、これを返還
	しない。」と規定している。
	拠出金について畜産協会に返還義務があるとい
	うことが実態であるならば、定款の変更の手続き
	を経る必要がある。
	(本編 第4【5】3 (5) 参照)
副理事長の職務に関する定款の不	産業振興財団の副理事長は、定款において業務執
備について(結果/団体)	行理事である旨が定められている一方で、自己の
	職務執行状況を報告する義務を課せられていな
	۷٬۰
	定款において副理事長に対して自己の職務執行
	状況を報告する義務を課す必要がある。
	(本編 第4【4】3 (3) 参照)
副理事長の選定及び解職に関する	産業振興財団は、定款に規定する理事会の権限に
定款の不備について(結果/団体)	おける選定及び解職の対象として、理事長及び専
	務理事、常務理事と同様に副理事長も含める必要
	がある。
	(本編 第4【4】3 (3) 参照)
常務執行理事に関する定款の不備	(本編 第4【4】3 (3)参照) 農業公社の定款 31条4項には、「前項の業務を執
常務執行理事に関する定款の不備 について (結果/団体)	
	農業公社の定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執
	農業公社の定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執 行する理事」との記載があるが、定款上、31 条 3
	農業公社の定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31 条 3 項に業務を執行する理事は定義されていない。ま
	農業公社の定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31 条 3 項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行
	農業公社の定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31 条 3 項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。
	農業公社の定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31 条 3 項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。 定款の「前項の業務を執行する理事」という文言
	農業公社の定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31 条 3 項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。 定款の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。
について(結果/団体)	農業公社の定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31 条 3 項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。 定款の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。 (本編 第 4 【 3 】 3 (4)参照)
について (結果/団体) 調査委員会に関する規則の未整備	農業公社の定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31 条 3 項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。 定款の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。 (本編 第 4 【 3 】 3 (4) 参照) 文化財センターの業務運営規程において、「調査
について (結果/団体) 調査委員会に関する規則の未整備	農業公社の定款 31条4項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31条3項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。定款の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。(本編第4【3】3(4)参照)文化財センターの業務運営規程において、「調査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に
について (結果/団体) 調査委員会に関する規則の未整備	農業公社の定款 31条4項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31条3項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。定款の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。 (本編 第4【3】3(4)参照) 文化財センターの業務運営規程において、「調査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。」とあるが、これを定めた規則は存在し
について (結果/団体) 調査委員会に関する規則の未整備	農業公社の定款 31条4項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31条3項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。定款の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。 (本編 第4【3】3(4)参照) 文化財センターの業務運営規程において、「調査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。」とあるが、これを定めた規則は存在しない。団体の適切な運営を行うために、調査委員
について (結果/団体) 調査委員会に関する規則の未整備	農業公社の定款 31条4項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31条3項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。定款の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。 (本編第4【3】3(4)参照) 文化財センターの業務運営規程において、「調査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。」とあるが、これを定めた規則は存在しない。団体の適切な運営を行うために、調査委員会のメンバー、目的、調査範囲等を定めた規則を
について (結果/団体) 調査委員会に関する規則の未整備	農業公社の定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31 条 3 項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。定款の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。 (本編 第 4 【 3 】 3 (4) 参照) 文化財センターの業務運営規程において、「調査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。」とあるが、これを定めた規則は存在しない。団体の適切な運営を行うために、調査委員会のメンバー、目的、調査範囲等を定めた規則を作成する必要がある。

は記載されているが、計算書類等は添付されていなかった。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第125条によると、定時社員総会(平成25年6月21日)の召集通知には計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならないとされている。

平成 24 年度の決算承認の定時社員総会の召集通知には、計算書類及び事業報告並びに監査報告を添付すべきであった。

(本編 第4【5】3(4)参照)

収支予算書の議決を事業年度の開始までに行う必要性について(意見/団体)

畜産協会において、今後は、定款及び公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基 づいて、事業年度開始の日までに、暫定予算では なく、実績見込みに基づいた収支予算書を作成す る必要がある。

(本編 第4【5】3(6)参照)

常務会からの提言について(意見/ 団体) 観光連盟における常務会は、「この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適性を確保するために必要な体制の運用及び改善並びに業務の運営方針及び改善について、理事会に参考意見を提出すること」とされているが、当該規定にあるような参考意見は、これまでに提出されていない。

本条項に関する提言は、効果的かつ効率的な業務 運営上の改善に資すると考えられるために、積極 的に提言を行われたい。

(本編 第4【1】3 (5)参照)

- 4. 所管課による団体に対するモニタリングに関する結果及び意見
- (1) 県によるモニタリングについて (結果及び意見)
- ① 団体の事業運営を含むモニタリングの実施について(結果/所管課)

県の「指導監督基準」には、所管課から出資等法人への指導監督に当たっての基準が定められている。「指導監督基準」によると、事業運営に関しては、「各事業年度の事業実績について、計画との差異や経年的な傾向を分析するなど事業効果等を検証し、事業運営計画に反映させるとともに、適宜、外部経営環境や自己の経営資源を調査、

把握すること。」とされている。

畜産協会においては、県からの受託事業の実績報告書に、実績の記載のみで計画数値の記載がなされておらず、また、県からの受託事業及び補助事業以外の事業については、畜産課では実績報告書の提出を受ける等のモニタリングは実施されていない。

今後は、県からの受託事業等以外の事業についても、実績報告書等の提出を受けることや、団体にヒアリングをすること等により、「指導監督基準」に基づいて団体のモニタリングを適切に実施するべきである。

(本編 第4【5】3 (7)参照)

② 県によるモニタリングの手法について (意見/所管課)

県として補助事業が適切に執行されていることを確認するため、実績報告の正確性を確認した過程を記録として整理しておく必要があるが、農業公社、産業振興財団においては整理されていなかった。今後は、たとえば、団体担当者と所管課担当者間でどのようなやり取りがあったか等の記録や、場合によっては原始証憑まで確認を行い、その記録を残すことで実効性を担保していくことが考えられる。

また、補助事業に限らず、団体の財政運営、事業運営等についてもモニタリングを 実施しているとのことであるため、これについても、「指導監督基準」の各項目の評価 結果を記録していく必要があると考える(産業振興財団、農業公社)。

さらに、畜産協会においては、県からの受託事業及び補助事業について、計画数値 も合わせた実績報告を求め、上記事業が適切に執行されているかどうかを分析、評価 する必要がある。

(本編 第4【3】3 (7)、【4】3 (5)、【5】3 (7)参照)

(2) 南紀白浜空港利用促進事業に係る事業計画・実績報告の提出とモニタリングについて(意見/団体・所管課)

観光連盟は、県から平成16年に拠出された補助金200,000千円を財源として南紀白 浜空港の利用促進事業を行ってきたが、平成24年度末を以って、当該事業は完了した。

当該事業については、県との「南紀白浜空港利用促進事業に関する覚書」によると、 覚書所定の様式により県へ実績を報告することとなっていたが、実績報告が覚書所定 の様式とは異なっており、事業費が記載されておらず、補助金が有効に活用されてい るかのモニタリングができないものとなっている。

県は、補助金が有効に活用されているかのモニタリングを行うために、所定様式での事業計画・実績報告の提出を求める必要があった。

(本編 第4【1】3(6)参照)

(3) その他の結果・意見

項目	内容
受託業務に係る事務費の適正な計	観光連盟では、受託事業に係る事務費が観光力推
上について(意見/団体・所管課)	進事業以外の事業に計上されていないので、各事
	業のコスト発生状況のモニタリングを効果的に
	行うことができない状況となっている。
	事務費は、実態として各事業ごとに発生している
	と考えられるため、それぞれの事業で事務費を計
	上することを検討されたい。
	(本編 第4【1】3 (7) 参照)
受託事業に係る適正な事業経費の	観光連盟では、県からの受託事業に係る見積書に
見積金額の算出について(意見/団	ついて、積み上げによる計算を実施せずに前年度
体・所管課)	実績を参考に作成したものが見受けられた。
	県からの受託事業はすべて随意契約となってい
	るため、事業費にかかる事前・事後のより厳しい
	モニタリングが必要である。このモニタリングを
	実施するためには、事業費を正確に見積ることが
	必要である。
	(本編 第4【1】3 (8) 参照)

5. 人事に関する結果及び意見

(1) 兼務についての事務手続き不備について(結果/所管課)

県農林水産部長が、畜産協会の理事と兼務している。

県の事務連絡文書「職員が団体の役職員に就任する場合の事務手続について」(平成元年7月11日付)によると、県の職員が兼務をする場合は、「担当課室で起案し、主管部長、同次長、人事課長へ合議により承認を受け、決裁後団体役職員就任届を当課あて提出」するとされている。しかしながら、上記の部長に関して、兼務の承認決裁及び団体役職員就任届は提出されておらず、当該事務連絡文書に違反していた。今後はこのようなことがないように、上記の事務連絡文書に基づく運用が適切に実施されるべきである。

(本編 第4【5】3(8)参照)

(2) 経理担当者の人材育成について(意見/団体)

健診センターでは、不正事件を契機に、新たに会計事務所を顧問としたり、月次決 算を導入する等、財務的なチェック体制をより強固なものとしている。 しかし、公益法人に移行したことにより、公益法人会計基準を理解して経理業務を 実施することが今まで以上に求められている。経理業務をさらに強化するために、研 修等によりスキルアップを図るなど、法人内部において公益法人会計基準に明るい人 材を積極的に育成することを検討されたい。

(本編 第4【2】4(4)参照)

(3)業務マニュアルの作成や内部統制の強化について(意見/団体)

部分的であるが、畜産協会の事業や業務が属人的になっている傾向が高い。事業及び業務の手順書や業務マニュアルを作成し、担当者が変わったとしても一定の水準や効率を確保できる仕組みを設けることが必要である。また、他の職員や上司による確認を行うことによって現金等に関する内部牽制を強化する仕組みを設けることが必要である。

(本編 第4【5】3(9)参照)

6. 会計処理や財務事務における内部統制に関する結果及び意見 会計処理に関する結果及び意見

- (1) 決算書の作成・承認について (結果及び意見)
- ① 計算書類の未承認について (結果/団体)

会社法 436 条 3 項において、「取締役会設置会社においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、取締役会の承認を受けなければならない。」とされており、計算書類は取締役会の承認を受ける必要がある。この点、白浜空港ビル㈱においては、計算書類について、株主総会の承認は行われているものの、取締役会での承認は行われていない。なお、各取締役に対して個別に報告は行っているとのことである。

各取締役に対して個別の報告を行っているとのことであるが、会社法に準拠して、 取締役会の承認を受ける必要がある。

(本編 第4【7】3(5)参照)

② 貸借対照表総括表の未作成について(結果/団体)

健診センターは、公益財団法人移行前の平成24年度において、公益法人会計基準(昭和60年基準)を採用しているが、貸借対照表に関して4つの会計を設けているものの、その総括表が作成されていない。公益法人会計基準で要求される貸借対照表総括表を作成する必要があった。

(本編 第4【2】4(15)参照)

③ 改正公益法人会計基準 (平成 16 年基準、平成 20 年基準) の適用について(意見/団体・所管課)

公益法人会計基準は、昭和60年以降、平成16年と平成20年に改正されている。「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等において、原則かつ早期に改正後の会計基準に移行することとされているが、健診センターは、改正後の会計基準を採用していない(平成25年度より平成20年基準を採用することとしている)。

県は、健診センターに対して、改正公益法人会計基準を適用することを指導し、健 診センターは、できるだけ速やかに改正公益法人会計基準を適用するべきであった。

(本編 第4【2】4(15)参照)

- (2) 各会計区分の収益及び費用について(結果)
- ① 損益の適切な会計区分への計上について(結果/団体)

農業公社の平成24年度正味財産増減計算書内訳表は、公益目的事業会計と法人会計に区分されており、公益目的事業会計は、合理化事業と就農支援事業に区分されている。同内訳表によると、農地等の売渡による手数料収入691千円が、法人会計区分に計上されている。また、法人会計区分の管理費のうち諸会費には、合理化事業に係る会費440千円が計上されている。

上記のとおり、公益目的事業会計に計上されるべき収益及び費用が法人会計区分に 計上されており、各会計区分の損益の状況が適切に表されていないため、収益及び費 用が適切な会計区分に計上されているか見直しを行い、各会計区分の収益及び費用の 状況を適切に表す必要がある。

(本編 第4【3】3 (13) 参照)

② 経費の適切な按分基準の設定等について (結果/団体)

農業公社では、人件費等の共通経費の按分について、便宜的な按分基準を用いて各会計区分へ按分しているが、当該按分基準は実態に基づいて設定された基準ではない。 按分された経費は実態を反映しておらず、各会計区分の収益及び支出の状況が適切に表されているとは言えない。

実態を把握した上で適切な按分基準を設定し、これに基づいて経費の按分を行い、さらに、当該按分基準を明文化し、毎年度継続して運用していくことが必要である。

(本編 第4【3】3 (13) 参照)

(3) 物納による賃貸借料を会計処理することの必要性について(意見/団体) 農業公社の農地の貸借事業において、賃貸借料を米で納める物納の方法もあるが、 物納による賃貸借料収入については会計処理はなされていない。

物納による賃貸借料を金額で把握できるよう、重量当たりの一定の単価を定め、これに基づいて物納による賃貸借料を把握し、役務提供の事実を適切に正味財産増減計算書へ反映させる必要がある。

(本編 第4【3】3 (10) 参照)

(4) 引当金について (結果及び意見)

① 退職給付引当金の計上誤り等について (結果・意見/団体)

退職給付引当金は、将来の退職金の支払いに備えて、その年度内の労働の対価として 発生したと認められる退職金の増加額を引当金として予め計上しておく負債勘定であ る。当該引当金に関して、観光連盟及び健診センターにおいて、次のとおり計上誤り 等が見受けられた。これらは、次のとおり適切に計上する必要がある。

団体	結果・ 意見	現状	結果・意見 の内容	理由
観光連盟	<u></u> 結果	平成24年度末に27,885 千円を退職給付引当金 及び同額の退職給付引 当資産として計上し、ま た、別途、(独)勤労者 退職金共済機構中小企 業退職金共済事業本部 (以下「中退共」とい う。)に23,171千円を積 み立てている。 (本編 第4【1】3(11)	計上すべき退職 給付引当金額 は、7,335千円で ある。	各職員が期末に退職 した場合の退職金要 支給額から、中退共 が給付する退職金を 控除した金額が、適 正な引当金額である ため。
		参照)		
健診センター	意見	平成 24 年度末時点において、期末要支給額に比べて 101,319 千円の引当不足となっている。 (本編 第4【2】4(15)参照)	公益法人会計基 準(平成20年基 準)適用後の平 成25年度以降に は、追加で退職 給付引当金の計 上が必要であ る。	退職給付引当金は、 公益法人会計基準の 平成 16 年改正に伴 い、期末自己都合要 支給額 100% (簡便 法による)を計上し なければならないと されている。

② 修繕引当金の不適当な計上について (結果/団体)

企業会計原則においては、引当金を計上できる要件として「将来の特定の費用又は 損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、そ の金額を合理的に見積ることができる場合」とされている。

文化財センターにおいて、出土遺物整理用プレハブ及び管理事務所の修繕に備えるため修繕引当金 52,230 千円を計上していたが、出土遺物整理用プレハブについては、結果的に建物を新たに建設することとなったため、平成 24 年度において修繕引当金として計上すべきでなかった。また、管理事務所についても、当該工事は団体の意思で決定でき、かつ、修繕の計画も計上の基準もないことから必ずしも発生可能性の高い費用とはいえず、本来引当金として計上すべきではなかった。実際に管理事務所の移転が決定したことから、平成 25 年度には引当金の取り崩しを行う予定である。さらに、引当金の計上に伴い特定資産に計上している修繕引当資産についても計上すべきではなかった。

(本編 第4【6】3(8)参照)

③ 賞与引当金の未計上について (結果/団体)

賞与引当金とは、翌年度の賞与支給額のうち、当年度の労働対価として発生する部分を当年度決算において認識する負債である。

観光連盟及び畜産協会では、平成 25 年度夏季賞与を、平成 24 年 12 月から平成 25 年 5 月までの労働対価として支給している。当該賞与額のうち平成 24 年 12 月から平成 25 年 3 月までの 4 か月分は平成 24 年度に発生していると考えられるが、観光連盟及び畜産協会の財務諸表には賞与引当金が計上されていなかった。

賞与引当金は公益法人会計基準においても、その計上が求められるものであり、また、期中増減に係る明細の作成も求められている(「公益法人会計基準」の運用指針 12.

(1)、13. (5)2.) ため、当基準に照らして、平成24年度決算において、観光連盟では6,110千円、畜産協会では1,379千円の賞与引当金を計上する必要があった。

(本編 第4【1】3 (12)、【5】3 (14) 参照)

(5) リース資産の未計上について (結果/団体)

公益法人会計基準においては、ファイナンス・リース取引については資産計上し、 会計方針を注記する必要がある。

観光連盟では、資産計上の対象となる所有権移転ファイナンス・リース契約を車両 2台について締結しており(リース総額8,454千円)、これらは資産計上されていない ため、これらの契約について、リース資産とリース債務を計上する必要があった。

(本編 第4【1】3 (13) 参照)

(6) 特定資産について (結果及び意見)

① 計上区分誤りについて(結果/団体)

特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、その使途、保有、運用方法等に制約のある資産である。したがって、上記に該当するものは、「特定資産」の区分に計上し、そうでないものは「特定資産」に計上すべきではない。しかしながら、農業公社及び文化財センターにおいて、次のとおり計上区分の誤りが見受けられた。これらは、次のとおり適切な区分へ計上する必要がある。

団体	現状	結果の内容	理由
農業公社	債務保証出資金が特	その他固定資産の区	債務保証出資金は、既に出
	定資産に計上されて	分で「出資金」等の	資された資金であるため。
	いる。	科目をもって計上す	
	(本編 第4【3】3	る。	
	(8) 参照)		
農業公社	就農支援資金貸付金	その他固定資産の区	就農支援資金貸付金は、既
	が特定資産に計上さ	分で「就農支援貸付	に貸し付けた資金であるた
	れている。	金」等の科目をもっ	め。
	(本編 第4【3】3	て計上する。	
	(8)参照)		
農業公社	就農支援の貸付及び	特定資産として計上	特定の目的のために、使途、
	借入の返済にのみ充	する。	保有、運用方法等に制約の
	てられる資産		ある預金であるため。
	69,450 千円が現預		
	金に計上されている		
	(本編 第4【3】3		
	(8)参照)		
文化財セ	退職給付引当資産が	特定資産として計上	特定の目的のために、使途、
ンター	「その他固定資産」	する。	保有、運用方法等に制約の
	に計上されている。		ある預金であるため。
	(本編 第4【6】3		
	(9)参照)		

② 特定資産の取扱要領の策定について (意見/団体)

「公益法人会計基準に関する実務指針その2、Q10」によれば、特定資産は取扱要領としてその目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を

定めることが望ましいとされている。しかしながら、畜産協会の退職給付引当資産、 減価償却引当資産、全国和牛能力共進会積立資産、文化財センターの退職給付引当資 産に関して、上記の取扱要領が定められていない。特定資産として計上するのであれ ば、その目的等を取扱要領として文書化して運用する必要がある。

(本編 第4【5】3 (10)、【6】3 (9)参照)

財務事務における内部統制に関する結果及び意見

(7) 現金、預金及び現金等価物の管理について(結果・意見/団体) 団体が保有する現金、預金及び現金等価物についての結果または意見は、次のとお りである。

団体	結果· 意見	現状	結果・意見の内容	理由		
① 現金の	① 現金の保有限度額について					
健診セン	結果	財務規程において、小口	財務規程に従って、保	規定の保管限		
ター		現金は「5万円を保管限	有残高を5万円以内	度額を超える		
		度額とする。」とされて	の金額に収める、また	残高を保有し		
		いる。小口現金の残高が	は、規定内容が現状の	ているため。		
		少なくなると、その時点	運用から判断して適			
		の残額とは別に新たに	当でないと考えられ			
		5万円を補充している	る場合は、財務規程を			
		ため、規定の保管限度額	改定することを検討			
		を超える残高を保有し	する必要がある。			
		ている。				
		(本編 第4【2】4(10)				
		参照)				
農業公社	意見	現金の保有限度額は、規	保有限度額の 20 万円	現金は流用等		
		程等で明確には定めら	を見直し、適正な金額	の恐れがある		
		れておらず、実務上の運	に設定する必要があ	ことから、支出		
		用として 20 万円を限度	る。さらに、会計処理	に見合った適		
		としており、毎年度4月	規程等で当該金額に	正額を保有す		
		当初に 20 万円を保有し	ついて定めることを	るべきである		
		ているが、支出金額(平	検討されたい。	ため。		
		成 24 年度約7万円)か				
		らすると多額の現金を				
		保有している。				

	6 L			
団体	結果・ 意見	現状	結果・意見の内容	理由
		(本編 第4【3】3(14)		
		参照)		
観光連盟	意見	小口現金は、実務上は	実際の必要額を考慮	不正防止等の
pa) a.c.m.	,2.,2		したうえで、小口現金	観点から、規定
		ているが、小口現金の保	の保有限度を「公益社	することが必
		有限度に関する規則等	団法人 和歌山県観光	要であるため。
		は設けていない。	連盟 会計処理規程」	
		(本編 第4【1】3(14)	において規定するこ	
		参照)	とが必要である。	
② 現全す	<u> </u> たけ預金。	<u> ~ </u>	<u> </u>	
観光連	結果	現金または預金と関係	規程に基づいて実施	規程どおりの
盟、農業	\hb /\	機簿の日々照合が、規程	する必要がある。また	運用がなされ
公社、産		どおりに実施されてい	は、現実的な対応とし	ていないため。
業振興財		ない。	て、規程の見直しを検	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
団、白浜		ない。 観光連盟では、現金出納	討すべきである。	
空港ビル		簿は、月末にまとめて記	観光連盟では、現金出	
機		様している。	納簿は受払いの都度	
(111)		(本編 第4【1】3	記帳すべきである。	
		(14)、【3】3(14)、	<u>記版 9 * ~ さ </u>	
		[4] $[3]$ $[4]$		
(a) TH A	ユニケナナン		四人の子はにっいて	
-	1	は現金等価物と関係帳簿の		= 114 28 2 2 2
農業公	意見	現金、預金または現金等	現金、預金または現金	証跡がなけれ
社、畜産		価物と関係帳簿を照合	等価物と関係帳簿の	ば、照合を実施
協会、白		した事実が分かる担当	照合を行った際は、そ	したかどうか
浜空港ビ		者の照合証跡及び上席	の事実が分かる証跡	が不明であり、
ル(株)		者による承認証跡は残	を残す必要がある。	また証跡を残
		されていなかった。	上席者による承認の	すことがルー
		(本編 第4【3】3	際にも承認を行った	ルとして徹底
		(14), [5] 3 (15),	事実が分かる証跡を	されなければ、
		【7】3(6)参照)	残す必要がある。	現金の流用等
				に対する牽制
				が有効に機能
				しない恐れが

団 体	結果・ 意見	現状	結果・意見の内容	理由
				あるため。
④ 現金等	価物の管理	埋について		
健診セン	結果	収入印紙及び駐車場利	収入印紙及び駐車場	収入印紙及び
ター		用券について、管理簿に	利用券の受け入れお	駐車場利用券
		基づいた現物確認を実	よび使用状況を受払	は、換金可能性
		施したところ、担当者に	簿に正確に記帳する	が高く、小口現
		よる受払簿の記載誤り	必要がある。	金と同様に厳
		による、小額の差異が発		密な管理が必
		見された。		要とされるた
		(本編 第4【2】4(11)		め。
		参照)		
観光連盟	意見	返信用封筒が未使用の	「その他」区分の切手	「その他」区分
		まま返却された場合に	についても、受払い及	の切手につい
		貼付されている切手は、	び残高管理を行う必	ても、適切に使
		「その他」区分の切手と	要がある。	用されること
		して扱われ、受払い及び		を担保するた
		残高管理がされていな		め。
		V,		
		(本編 第4【1】3(15)		
		参照)		

(8) 固定資産及び物品の管理について(意見/団体)

団体が保有する固定資産及び物品の管理についての意見は、次のとおりである。

団体	現状	意見の内容	理由
① 固定資産の現	① 固定資産の現物確認の規定化または運用ルールについて		
健診センター、	健診センターでは、規	健診センターにおい	固定資産は、高額
文化財センタ	程において、固定資産	て、重要な資産である	で重要性が高いも
ー、白浜空港ビ	に対する現物確認を	固定資産について、現	のが多く、現物確
ル(株)	実施すべき旨の規定	物確認をすべき旨の規	認の必要性が高い
	が定められていない。	定を設けることを検討	ため。
	白浜空港ビル㈱及び	されたい。	また、現物確認の
	文化財センターにお	白浜空港ビル㈱及び文	詳細な運用ルール
	いては、固定資産の現	化財センターにおいて	を設けることで資
	物確認について規程	は、現物確認の実施の	産の保全に資する

団体	現状	意見の内容	理由
	で定められているも	範囲、方法等の一定の	ため。
	のの、実施の範囲、方	運用ルールを設け、ル	
	法等はルール化され	ールに基づき確認を行	
	ていない。	う必要がある。	
	(本編 第4【2】4		
	(13), [6] 3 (11),		
	【7】3(8)参照)		
② 物品の現物確	認の規定化について		
畜産協会	パソコン等の物品を	現物確認の具体的な対	物品は、実在性を
	保有しているが、物品	象や方法等について、	確かめるために、
	名や物品番号等が記	規程等で明確に定め、	また廃棄や交換等
	載された管理台帳は	さらに、管理台帳を整	の必要性を判断す
	整備されていない。	備し、これに基づいて	るために現物確認
	(本編 第4【5】3	現物との確認作業を実	を実施する必要が
	(16) 参照)	施する必要がある。	あるため。
③ 棚卸対象物品	の明確化について		
健診センター、	健診センターでは、棚	健診センターでは、管	管理すべき重要物
農業公社	卸対象物品の判断基	理すべき重要物品の判	品の棚卸を適切か
	準が設けられておら	断基準を明確にするこ	つ効率的に実施す
	ず、財務規程に定めら	とを検討されたい。	る必要があるた
	れている物品の棚卸	農業公社では、物品の	め。
	が、一部の物品に限ら	照合について、照合対	
	れており、これら以外	象物品の範囲に関する	
	の物品については、棚	会計処理規程の見直し	
	卸を実施するために	を行うことを検討され	
	必要な物品管理台帳	たい。	
	が作成されていなか		
	った。		
	農業公社では、規程に		
	よると、10 万円未満の		
	資産はすべて物品に		
	該当し、棚卸を行う必		
	要があることになる。		
	(本編 第4【2】4		

団 体	現状	意見の内容	理由
	(12), [3] 3 (15)		
	参照)		
④ 固定資産及び	物品の台帳との照合証跡	「について	
農業公社、文化	固定資産台帳と現物	固定資産台帳または物	照合の結果が残さ
財センター、白	の照合は行っている	品と現物の照合を行っ	れていなければ、
浜空港ビル(株)	とのことであるが、そ	た際は、照合の結果を	照合を行ったかど
	の結果を確認できな	残しておく必要があ	うかが不明であ
	かった。	る。	り、また、照合の
	農業公社では、物品に	農業公社では、物品に	結果、紛失等があ
	ついても固定資産と	は、備品番号シール等	ったのかどうかの
	同様に照合結果が残	を貼付する必要があ	判断ができないた
	されていなかった。ま	る。	め。
	た、物品には、備品番		備品番号シールを
	号が分かるシール等		貼付することで照
	が貼付されていなか		合作業が効率的に
	った。		なるため。
	(本編 第4【3】3		
	(15)、【6】3 (11)、		
	【7】3(8)参照)		

(9) 金庫内での貴重品の保管について (結果)

① 金庫内の書類の適切な管理の実施について(結果/団体)

産業振興財団の金庫は、平成16年6月の財団法人テクノ振興財団と財団法人和歌山県中小企業振興公社の統合により両財団で使用されていた4つの金庫を引き継いだものであり、金庫内には、貴重品の他、既に終了している貸付契約に関する書類や期限切れの保険証書等、金庫内で保管する必要のない書類が保管されていた。この点について、金庫の管理担当は、金庫の中身を正確に把握していなかった。

金庫内の重要資料・物品等を適切に管理するため、金庫内の定期的な棚卸を行い、 その内容を整理するとともに、金庫内の適切な管理のために、保管資料・物品をリスト化する必要がある。

(本編 第4【4】3 (9) 参照)

② 開錠することができなかった金庫の管理について (結果/団体)

産業振興財団の1つの金庫については、平成16年度の統合以降、開錠されることはなく、暗証番号の把握もされていなかった。後日、金庫の取扱業者により開錠された

が、その中には現在は有効でない銀行との手数料負担に係る協定書の原本、保管期限が過ぎている決議書のコピー、小型の警報機が保管されていた。

長期間にわたって金庫が開錠されず、保管物の内容が不明であったことは、管理上 問題であるため、重要な資料・物品等を保管するための金庫については、定期的に保 管内容を確認しておく必要がある。

(本編 第4【4】3 (9) 参照)

(10) 検査結果通知の未実施について (結果/団体)

文化財センターにおける、埋蔵文化財発掘調査受託事業の業者への測量委託において、業務委託契約書 12 条に「甲(文化財センター)は、前項の委託業務完了通知書を受理したときは、その日から 10 日以内に業務成果品について検査を行わなければならない。この場合において、甲(文化財センター)は、当該検査の結果を書面をもって乙(受託事業者)に通知しなければならない。」と定められているが、文化財センターから受託事業者へ書面による検査結果の通知は行われていなかった。

契約書に基づいて文化財センターから受託事業者へ書面による検査結果の通知を行う必要がある。

(本編 第4【6】3(6)参照)

(11) 積算時における複数者の見積りの未入手について(結果/団体)

文化財センターが策定している「公益財団法人和歌山県文化財センター事務用品費 積上に係る運用指針」(以下、「運用指針」という。)によると、埋蔵文化財発掘調査受 託事業に係る委託料の積算のうち、機材借上費については、「原則として3社以上の見 積書を徴し、その最低価格を計上する。」とされているが、サンプルとして閲覧した4 件の受託事業において、4件とも1社のみの見積書しか徴収していなかった。

1社のみの見積書では、委託金額が割高になってしまう可能性があることから、今後は、過去に実績のあった業者から見積書を徴収する等を検討し、運用指針に基づいて見積書を3社以上から徴収する必要がある。

(本編 第4【6】3 (7) 参照)

(12) 検診事業に係る補助金の算出方法について (意見/団体・所管課)

健診センターが県から交付を受ける和歌山県生活習慣病等健診推進事業補助金は、 へき地における生活習慣病等健診事業等を実施するために必要な経費を補助の対象と している。

補助金の算出方法は、検診車1台を派遣した場合に採算の取れる被検診者数に不足する人数に一人当たりの検診単価を乗じて補助金額を算出している。これは、当該健診に要する経費が健診の実施場所ごとに異なり、積算が困難なことからこのような検

診単価を用いた補助金額の算出を実施しているとのことである。

本補助金は、補助対象事業を実施するために必要な経費に対し予算の範囲内で別に 定める額を補助すると交付要綱で定められており、健診センターは、上記の標準モデルで補助額を算出しているが、補助対象となる検診事業に要する経費と検診収入との 差額を算出し、補助することを検討されたい。

(本編 第4【2】4(5)参照)

(13) 収益性管理の検討について(意見/団体)

健診センターでは、各市町村及び各事業所との契約により、多様な検査業務を実施 しているが、契約単位、検診種別ごとの収益性、収益構造については、原価計算が困 難なことから充分分析できていない状況である。

検診の契約単位、検診種別ごとの原価計算が困難であれば、検診収入から変動費を 控除した貢献利益や貢献利益率を比較するなどにより、収益性の傾向や構造について 分析し、収益構造の改善の参考とされたい。

(本編 第4【2】4(8)参照)

(14) 県からの預り金の返還時期等に関する協議の必要性について(意見/団体・所管課)

産業振興財団の設備貸与事業における債務者からの返済金は県等へ返還する必要がある資金であるため、返済を受けた場合、貸倒引当金の取崩し及び設備貸与事業円滑化引当金の負債計上を行うとともに、対応する預金を収支差額変動準備積立金として特定資産に計上している。

収支変動差額準備積立資産については、県への返還義務があるが、その返済時期及 び方法については定められていない。

産業振興財団は、県と返済時期及び方法等について協議を行い、県及び産業振興財団の資金が有効活用されるよう検討されたい。

(本編 第4【4】3(6)参照)

(15) 事業選定時の審査方法について (意見/団体)

産業振興財団では、新連携共同研究事業について県内事業者等から提案を募集し、 この提案について、様々な経歴をもった者で構成されている事業可能性評価委員会に よる審査を行い、事業者を決定している。

審査で用いる採点表を見ると、評価項目は技術評価から財政状況の評価まで多岐に わたっており、各委員が専門分野外の項目も含めて個別に点数評価し、委員全員の点 数を単純合計して最も高い者を事業者として選定している。これらの実際の評価資料 を閲覧すると、例えば、財政状況の評価について各委員の点数にばらつきがあったが、 事業者選定時には委員全員の点数の単純合計がそのまま評価点となっていた。技術専門家と財務専門家の点数にばらつきがあった場合、単純合計を評価点とする方法については検討の余地がある。

審査員の評価の点数化の方法、各審査員の評価点数の集計方法等、より有効で適切な評価方法について検討されたい。

(本編 第4【4】3 (7) 参照)

(16) その他の結果・意見

項目	内容
会計処理に関するもの	
違約金収入の会計処理誤りについ	農業公社の就農支援金の貸付に係る違約金収入
て (結果/団体)	(平成 24 年度 748 千円)について、農業公社で
	は、収益として計上しており、未収分については
	未収金として計上している。
	上記の違約金収入は、今後県または国へ返還する
	可能性もあるため、仮受金等として貸借対照表の
	負債の部へ計上することが適切である。また、未
	収分については、違約金が実際に入金されたタイ
	ミングで会計処理を行うべきである。
	(本編 第4【3】3 (9) 参照)
他会計振替処理の是正について (結	農業公社では、正味財産増減計算書内訳表の「他
果/団体)	会計振替額」の項目において、法人会計のマイナ
	ス分を補填するために、公益事業目的会計から法
	人会計へ利益を振替えている。公益目的事業から
	生じる利益は、法人会計への振替はできないた
	め、今後は法人会計の利益がマイナスとなった場
	合でも公益目的事業会計からの利益の振替えは
	行わないことが適当である。
	(本編 第4【3】3 (11) 参照)
農業会議との経費按分の未実施に	農業公社と農業会議は同一の場所で業務を実施
ついて (結果/団体)	しており、農業公社の人員3名は農業会議と兼務
	しているが、賃借料、人件費については一括して
	農業会議に補助されている。
	農業公社と農業会議の人件費、賃借料についても
	経費の按分を行い、実態の把握を適切に行って業
	務運営の改善等を検討する必要がある。

	/ Jan Apr
	(本編 第4【3】3 (12) 参照)
財務諸表の注記の記載漏れについ	農業公社の平成 24 年度貸借対照表の特定資産に
て(結果/団体)	は「基金運用益繰越金引当預金」が計上されてい
	るが、当該預金が特定資産として注記されていな
	かったため、特定資産として注記し、今後は、こ
	のような記載漏れがないように留意する必要が
	ある。
	(本編 第4【3】3 (16) 参照)
県債時価の適正開示について(結果	文化財センターは、満期保有目的で保有している
/団体)	和歌山県公募公債 5,000 千円について 「財務諸表
	に対する注記」において、時価と簿価を同額とし
	ている。有価証券は「財務諸表に対する注記」に
	おいて、時価を記載する必要があるため、証券会
	社等から県債の時価情報を入手して、正しく注記
	を行う必要がある。
	(本編 第4【6】3(10)参照)
肉用牛経営安定基金の会計処理誤	畜産協会の肉用牛経営安定基金 42,593 千円は返
りについて(結果/団体)	還義務があるため、貸借対照表上、固定負債に計
	上しているが、必ずしも返還義務がなく、また当
	該基金の使途に制約が課されていることから指
	定正味財産として処理すべきものである。なお、
	畜産協会は平成 25 年度の財務諸表において指定
	正味財産として処理する予定とのことであるの
	で、その際は振替金額を前期損益修正益等の科目
	で正味財産増減計算書に計上し、指定正味財産に
	振り替える必要がある。
	(本編 第4【5】3(11)参照)
畜産振興基金の会計処理誤りにつ	畜産協会の畜産振興基金 19,800 千円は、貸借対
いて(結果/団体)	照表上、流動負債に「準備積立金」として計上し
	ているが、返還義務はなく、また、使途に制約は
	課されていないことから一般正味財産として処
	理すべきものである。なお、畜産協会は平成 25
	年度の財務諸表において一般正味財産として処
	理する予定とのことであるので、その際は振替金
	額を前期損益修正益等の科目で正味財産増減計

算書に計上し、一般正味財産に振り替える必要が

ある。

(本編 第4【5】3 (12) 参照)

財産目録への記載漏れについて (結 果/団体)

畜産協会の全国肉用牛振興基金協会への預け金 は、貸借対照表上、長期預け金4,000千円として 計上しているが、財産目録にその内訳を記載して いない。資産の中身を明らかにするという観点か らは財産目録に内訳として記載すべきである。

(本編 第4【5】3 (13) 参照)

損害賠償請求債権に対する貸倒引 当金の設定について (意見/団体)

健診センターでは、過去に発生した職員不正事件 により、元職員に対して損害賠償請求債権を有し ているが、当該債権 36,716 千円について貸倒引 当金を計上していない。当該債権について、今後、 和解調書どおりの返済が履行されているかを確 認し、履行が困難な状態になれば、貸倒引当金の 設定について検討されたい。また、債権回収をよ り確実なものとするために、債務者の動向・状況 を継続的に把握する必要があることに留意され たい。

(本編 第4【2】4(7)参照)

財務事務における内部統制に関するもの

いて(結果/団体)

業務に関連のない現金の保管につ│産業振興財団のキャビネットに、統合時に財団法 人テクノ振興財団から引き継がれた現金 12 千円 が保管されていたが、産業振興財団はこの現金の 存在を認識していなかった。

> 今後、存在している現金を認識していないという ことがないよう再発防止策を検討する必要があ る。

(本編 第4【4】3 (10) 参照)

月次決算の規定化について(意見/ 団体)

健診センターは、過去に発生した財務に関する職 員不正事件を契機に、財務に関するチェック機能 強化の一環として、月次決算を実施しているが、 健診センター財務規程では、このような月次決算 を行う旨が規定されていない。

月次決算は、健診センターにおける重要なチェッ ク機能の一つであり、実施しなければならない業 務として位置付けるために、財務規程等で規定す

	T
	べきである。
	(本編 第4【2】4 (6) 参照)
検診車の稼働率上昇策の検討につ	健診センターでは、気温が低くなる冬季に検診車
いて (意見/団体)	の稼働率が低下する。検診車の閑散期における稼
	働率上昇策を、過去より検討しているものの、季
	節的な要因が大きく改善ができていないので、今
	後も稼働率の経年比較分析等を行うとともに、稼
	働率を上昇させるため、一層の努力をされたい。
	(本編 第4【2】4 (9) 参照)
随意契約理由の明確化について(意	健診センターにおいて、随意契約により購入した
見/団体)	中古検診機器について、随意契約が締結できる理
	由の記載が十分でなかった決裁書面があった。具
	体的な理由を決裁書面に記載すべきであった。
	(本編 第4【2】4 (14) 参照)
資金管理規程の策定の必要性につ	白浜空港ビル㈱は、限られた収入のなかで、ビル
いて (意見/団体)	のメンテナンスや新たな施設の整備を実施する
	必要があり、資金を管理することが重要であるに
	もかかわらず、資金管理規程は策定されていない
	ため、資金の運用方法等を定めた資金管理のため
	のルールの設定が必要である。
	(本編 第4【7】3 (4) 参照)
入金に係る領収書の管理の見直し	白浜空港ビル㈱において、会議室等の貸出にあた
について (意見/団体)	って現金を収受した場合、領収書を発行している
	が、領収書は、控えはあるものの連番管理されて
	いない。領収書が不当に発行されることで現金横
	領等の不正リスクが高まるため、領収書について
	は連番管理を行う必要がある。
	(本編 第4【7】3 (7) 参照)
重要な決裁事項の記録について(意	白浜空港ビル㈱では、有形固定資産の除去に係る
見/団体)	資産除去債務を計上していない。計上しない理由
	等やその過程は文書として残っているが、決裁文
	書がなかった。資産除去債務は重要な決裁事項と
	なることから、書面で決裁を行い、その記録を残
	す必要がある。
	(本編 第4【7】3 (9) 参照)
退職金の支払金額に係る規定改定	観光連盟の職員給与規程によると、プロパー職員

について (意見/団体)

の退職金については、実際の要支給額に対して退職給与引当金の金額が不足している場合には、退職する職員が合理的な理由無く不利益を被る可能性のある規定となっている。職員が不利益を被らない規定に改定することを検討されたい。

(本編 第4【1】3 (10) 参照)

退職金の差額精算が生じない仕組 みの構築について(意見/団体)

観光連盟は中退共に加入しており、プロパー職員 の退職金については、中退共から直接、退職者へ 支給される。平成24年度末において、プロパー 職員の中に、退職金期末要支給額よりも中退共共 済金積立額の方が上回っている職員が存在する。 観光連盟においては、中退共から退職者に支給さ れた退職金について差額精算を行うことは、公序 良俗に反し無効であるとの裁判例(東京高裁平成 17年5月26日:労判898)があるため、差額精 算が生じない仕組みの構築を検討されたい。

(本編 第4【1】3 (9)参照)

インターネットバンキングの ID 及 びパスワードの適正な管理につい て(意見/団体) 観光連盟では、インターネットバンキングの支払 入力及び確定処理に係る ID 及びパスワードは、 経理担当者のみが把握している状況であるため、 不正防止の観点から、インターネットバンキング の支払入力者と確定権限者を分けることを検討 されたい。

(本編 第4【1】3 (16) 参照)

「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」 の無償貸与物品について(意見/団 体) 観光連盟が保有する宿泊施設である「熊野古道の 宿 霧の郷たかはら」は、その運営管理を民間事 業者に委託しており、施設に存する家具や備品等 の物品を無償貸与しているが、これらの無償貸与 物品の台帳を作成していない。貸与物品の実在性 及び状況を管理するために、その基礎となる無償 貸与物品の台帳を作成することが必要である。ま た、台帳を作成した上で、定期的な現物確認を実 施することも検討されたい。

(本編 第4【1】3 (17) 参照)

7. 情報開示に関する意見

(1) 積極的な情報開示について(意見/団体)

健診センターでは、平成25年4月から公益財団法人となったため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条に従い財務諸表を事務所に備え置いているが、団体のホームページでは情報公開を実施していない。

積極的な情報公開のために、財務諸表をホームページ上で公開することを検討されたい。

(本編 第4【2】4(16)参照)

以 上